

飯塚市議会会議規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
<p>(オンライン会議システムを活用した会議)</p> <p>第89条の2 飯塚市議会委員会条例(平成18年飯塚市条例第228号)第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システムにより会議に出席した委員は、前条第1項、第91条、第94条、第102条第1項、第113条第2項、第129条及び第130条第1項の出席委員とする。</p> <p>2 <u>オンライン会議システムによる会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第111条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>会議(オンライン会議システムによる会議を含む。第136条第1項において同じ。)</u>への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第112条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復</u></p>	<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第111条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第112条 (略)</p>

さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。

(選挙規定の準用)

第119条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については前章第4節の規定を準用する。

(投票による表決)

第124条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、オンライン会議システムを活用した会議においては、投票で表決をとることができない。

(選挙規定の準用)

第119条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

(投票による表決)

第124条 (略)

2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。